

引っ越し時の 手続き

■ 厚別区役所で手続き
■ 新住所地の区役所で手続き
■ 不要：手続きが不要
★ 手続きに必要なもの
 【届出人の本人確認書類の例】運転免許証、マイナンバーカードなど

詳細 厚別区役所(代表) ☎011-895-2400

項目		窓口	担当	札幌市外への転出	札幌市内・厚別区内での転居
住民登録 (住民票の異動)	1 階 3 番	戸籍住民課		■ 引っ越し先の住所を確認して転出届を提出 ★ 届出人の本人確認書類 ⇒転出証明書を発行します ※ マイナンバーカードをお持ちの方は住所変更などの必要がありますので、ご持参ください	■ 転居後14日以内に転入・転居届を提出 ★ 届出人の本人確認書類 ※新住所は、○番○号、または○番地○(枝番)まで必要
印鑑登録				■ 転出届により自動的に廃止 印鑑登録証を返還または自分で破棄	■ 転入・転居届により自動的に住所が更新
転校 (小・中学校)				今までの学校から在学証明書を受け取り、転出先の市町村で手続きが必要	■ 転入・転居届により入校票を発行しますので、今までの学校で発行された在学証明書とともに新しい学校で手続きが必要
国民健康保険 後期高齢者医療制度	1 階 9 番	保険年金課		■ 転出前に脱退の届け出 ★ 資格確認書または資格情報のお知らせ	■ 転居後14日以内に住所変更の届け出 ★ 資格確認書または資格情報のお知らせ
介護保険				■ 転出前に資格喪失手続き ★ 保険証または資格者証	■ 住所変更の届け出 ★ 保険証または資格者証
国民年金 加入者	1 階 10 番			第1号被保険者と任意加入者は届け出不要 第3号被保険者(会社員・公務員などの厚生年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所に届け出が必要となる場合があります 新住所を管轄する年金事務所にお問い合わせください ※ マイナンバー収録状況により、届け出が不要となる場合があります	
				受給者	
児童手当	2 階 2 番	保健福祉課		■ 転出前に、受給事由消滅届の提出 ★ 転出証明書 ※ 新住所地で申請手続きが必要	■ 転入・転居届により自動的に住所が更新
児童扶養手当 特別児童扶養手当				■ 不要 ※ 新住所地で住所変更の届け出が必要	■ 住所変更の届け出 ★ 手当証書
各医療費の助成 (子ども・重度心身障がいひとり親)				■ 転出前に受給者証を返還	■ 住所変更の届け出 ★ 受給者証
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	2 階 7 番			■ 交通費助成を受けている方は、福祉乗車証などの返還⇒2階5番窓口へ ※ 新住所地で住所変更の届け出が必要	■ 住所変更の届け出 ★ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当				■ 不要 ※ 新住所地で住所変更の届け出が必要	■ 住所変更の届け出 ★ 身体障害者手帳・療育手帳
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	2 階 5 番			乗車証(ICカード)を返還 ■ 乗車証に残額がある場合、納入金の一部を返還請求できます ★ 乗車証 ★ 通帳	■ 不要 そのまま利用できます

戸籍住民課窓口
からのお知らせ

- 窓口のお呼び出し状況を厚別区ホームページで確認できます
- 受付時間の延長・休日開庁を実施しています。詳細は全市版 21 ㉔で
- 市外への転出届は郵送やマイナポータルでのオンライン申請も可能です。詳細は札幌市ホームページで

広告